避難所開設運営マニュアル

(新型コロナウイルス感染症対策編)

これは、新型コロナウイルス感染症発生流行を受け、避難所開設運営する時感染症対策を強化するために作成したものです。

出来るだけ避難所内で「感染症を発生させない」「感染症を拡大させない」 ことを目的に、色々な感染症の流行が懸念される時には、本マニュアルも利用して下さい。

> 令和2年7月 丸亀市城北地区自主防災会

新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難対策

【避難所の開設】

*事前受付

- スタッフの確保
- ・建物外となるので、テントの用意
- ・体調の聞き取り・検温 (健康状態チェックカードを活用)
- ・自宅療養中、熱がある、体調が悪い等を確認
- ・当本部を経由して、市対策本部に連絡する
- ・専用スペースへ移動 (ここで、感染症対策を完全にしたい)。

*総合受付(建物内で良い)

- ・避難者カードへ記入してもらう
- ・受付担当者は、不特定多数の人と接触することが想定されるため、必ずマスク・手袋等を着用し、こまめに手洗い・うがい・消毒を実施
- ・受付時の人との間隔 (2 m) の確保を促すための位置を明示
- ・状況により、受付の増減を考えておく (ここでは、混雑が想定できるので、落ち着いて整然としたい)。

*居住スペース

- ・避難者同士の密集を防ぐため、十分な間隔をとったレイアウトを実施
- ・感染した場合重症化しやすい高齢者や基礎疾患を持った方は、別の居住スペースに分散するなど、可能な限り感染リスクの低減に努める
- ・車中泊避難者があった場合、その駐車スペースの確保、誘導を考えておく (分散避難の大切な部分になる)。

【避難所の運営】

*避難者各自の基本的感染対策

- ・人との距離は2mほど空け、マスクを着用し、近距離・大声での会話は避けると共に、せきエチケットにも注意する。手洗いは入念に行い、手指消毒剤も使用。
- ・避難者のうち、元気な人には積極的に協力を願う。

*清掃・消毒・換気の実施

- ・避難所内の各所に手指消毒剤を設置、環境を清潔に保つために定期的に清掃を行うよう避難者に指導する。
- ・多くの人が触れる場所(ドアノブ、手すり等)については定期的に消毒を 実施。
- ・居住スペースが密閉された空間にならないよう、こまめな換気をする。

*体調不良者の早期発見

- ・避難者全員に毎日検温等、自分の健康管理を義務付け、体調不良者の早期 発見に努める。
- ・運営組織内で体調不良者が出た場合も、無理せず早目の申告を促す。
- ・掲示板等の活用により、身体に異常が出た場合、速やかに申し出てもらうよう指導する。

*物資の配布

- ・机に置いて受け取ってもらう等、出来るだけ手渡しを避ける。
- ・特に、食料を配布する場合は、配布前に手指消毒し、マスク・手袋・エプロン等を着用する。
- ・受取時の混雑を防ぐため、グループごとに代表者に順番に配付。並ぶ際に は前の人と適切な距離を取るよう指導する。

*資器材の積極的な活用

- ・マンホールトイレや簡易トイレの使用
- ・間仕切りの活用
- ・ロープやテープを使用して、居住スペースの区切りや立ち入り禁止場所の 設定

(可能な限りの資器材を利用して、避難者の生活を守る)。

【感染の疑いのある人を確認した場合】

- *専用スペースへの移動
 - ・速やかに本人及びその家族を専用スペースに誘導する。
 - ・当対策本部に報告する。
 - ・当本部は、市災害対策本部に報告する。
 - ・市災害対策本部の指示により対応する。
 - ・避難所内の他の避難者へのアナウンス、消毒方法の決定について協議する。

【専用スペースへ移動後の対応】

- ・避難所内の消毒作業の実施に備え、消毒方法を周知して、消毒液、ペーパータオル、マスク等の用意をする。
- ・他の避難者の不要な行動を制限し、できる限りその場に留まってもらう。
- ・避難所内の混乱を防ぐため、正確な情報を発表する。
- ・医療機関の検査結果が陰性であった場合は、専用スペースに戻り経過観察 をする。